

島根県報

平成24年6月29日（金）
号外 第 100 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	（教育庁総務課）	6
-----------------------	----------	---

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	（教育庁総務課）	10
---------------	----------	----

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 29 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第10号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の2」に改める。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 給与等事務システム 給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第20号）第2条第1号に規定する給与等事務システムをいう。

第6条の見出しを「（出勤）」に改め、同条中「出勤時刻を厳守し、登庁したときは、直ちに出勤簿（様式第1号）に自ら押印し」を「勤務時間開始と同時に執務を開始できるように出勤し」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（代休日等の指定手続）

第7条の2 所属長は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）第3条第1項に規定する代休日を代休日指定簿（様式第1号）により指定しなければならない。

2 所属長は、職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を時間外勤務代休時間指定簿（様式第1号の2）により指定しなければならない。

第8条第1項中「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」を「勤務時間条例」に改める。

第9条中「有給休暇の」の次に「届出をし、」を加え、同条第1号中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）」を「休日休暇条例」に改める。

第9条の2第1項中「休暇規則第9条」を「休日休暇条例第12条第1項」に改める。

第16条第3項を削る。

第21条中「記載し」の次に「、同条に掲げる事項に該当することを確認するため所属長が必要と認める書類を添えて」を加える。

第2章中第28条の次に次の1条を加える。

（給与等事務システムによる手続等）

第28条の2 第7条の2、第9条、第9条の2第1項及び第2項、第10条の3第1項及び第2項、第14条、第16条第1項及び第2項（現住所の届出に係るものに限る。）並びに第21条の規定による手続等（申請、届出等をいう。以下同じ。）については、給与等事務システムを使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた手続等については、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた手続等のうち、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面に添付することとされている書類については、当該手続等を書面により行うものとした規定の規定にかかわらず、当該手続等の後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 給与等事務システムを使用して第9条の2第1項及び第2項並びに第10条の3第1項及び第2項の規定による承認又は承認の取消しを行う場合における第9条の2第3項及び第10条の3第3項の規定による教育長への報告については、当該承認又は承認の取消しが行われたときに教育長に報告したものとみなす。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条の 2 関係)

代 休 日 指 定 簿

所 属

氏 名

1 勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間

年 月 日

: ~ : : ~ :

・勤務時間数 時間 分

2 職員の意向「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本 人 印

3 代休日及び当該代休日の正規の勤務時間

年 月 日

: ~ : : ~ :

・勤務時間数 時間 分

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間等

・時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

・当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

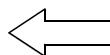
: ~ : : ~ :

・当該時間外勤務代休時間を指定する時間

: ~ : : ~ :

(月分)

- 4 時間
 - 7 時間45分
 - 時間 分
- 〔年次有給休暇※に連続して指定する場合〕



指定に代えようとする時間外勤務の時間数	勤務時間規則第 9 条の 2 第 2 項		
	第 1 号	第 2 号	第 3 号
	時間	時間	時間
換算率	×25/100	×50/100	×15/100

※ 年次有給休暇の時間

: ~ : (時間)

2. 職員の意向「時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本人印

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 29 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第11号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の 1 号を加える。

(17) 島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則（平成24年島根県教育委員会規則第 9 号）第 1 条各号に掲げる事務に関すること。

第 3 条第 1 項中「前条各号」の次に「（第17号を除く。）」を加える。

第 4 条中「第 2 条各号」の次に「（第17号を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第 7 号**

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月 29 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

目次中「第34号」を「第34条の 2」に改める。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

(5) 給与等事務システム 給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第20号）第 2 条第 1 号に規定する給与等事務システムをいう。

第 5 条の見出しを「（出勤）」に改め、同条中「出勤時刻を厳守し、登校したときは直ちに出勤簿（様式第 1 号）に自ら押印し」を「勤務時間開始と同時に執務を開始できるように出勤し」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教職員（事務職員等を除く。）は、登校したときは直ちに出勤簿（様式第 1 号）に自ら押印しなければならない。

第 5 条の 2 第 1 項中「様式第 1 の 2 号」を「様式第 1 号の 2」に、「提出し」の次に「、その確認を受け」を加える。

第 6 条の 2 第 1 項中「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）」を「勤務時間条例」に、「様式第 2 号の 2」を「様式第 2 号の 4」に改め、同条第 2 項中「様式第 2 号の 3」を「様式第 2 号の 5」に改め、同条を第 6 条の 3 とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（代休日等の指定手続）

第 6 条の 2 所属長は、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教育職員の休日休暇条例」という。）第 4 条第 1 項及び職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「職員の休日休暇条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する代休日を代休日指定簿（様式第 2 号の 2）により指定

しなければならない。

- 2 所属長は、職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を時間外勤務代休時間指定簿（様式第2号の3）により指定しなければならない。

第7条中「県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教育職員の休日休暇条例」という。）」を「教育職員の休日休暇条例」に、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「職員の休日休暇条例」という。）」を「職員の休日休暇条例」に改める。

第10条第1項中「提出し」の次に「、その承認を受け」を加える。

第13条の2第1項中「規定する介護休暇」の次に「の承認」を加える。

第23条第1項中「（事務職員等を除く。）」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第28条中「職免承認申請書」を「同条に掲げる事項に該当することを確認するため所属長が必要と認める書類を添えて職務専念義務免除承認簿」に改める。

第2章中第34条の次に次の1条を加える。

（給与等事務システムによる手続等）

第34条の2 第5条の2第1項、第6条の2、第7条、第8条第1項、第10条第1項、第10条の2、第11条、第12条、第13条、第13条の2第1項及び第2項、第14条、第16条の2第1項及び第2項、第23条（現住所の届出に係るものに限る。）並びに第28条の規定による手続等（申請、届出等をいう。以下同じ。）については、事務職員等にあつては、給与等事務システムを使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた手続等については、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面により行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた手続等のうち、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面に添付することとされている書類については、当該手続等を書面により行うものとした規定の規定にかかわらず、当該手続等の後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 4 給与等事務システムを使用して第5条の2第1項、第8条第1項、第10条第1項、第13条の2第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項の規定による確認、承認又は承認の取消しを行う場合における第5条の2第2項、第8条第2項、第10条第2項、第13条の2第3項及び第16条の2第3項の規定による教育長への報告については、当該確認、承認又は承認の取消しが行われたときに教育長に報告したものとみなす。

様式第2号の3中「第6条の2関係」を「第6条の3関係」に改め、同様式を様式第2号の5とし、様式第2号の2中「第6条の2関係」を「第6条の3関係」に改め、同様式を様式第2号の4とし、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

代 休 日 指 定 簿

所 属

氏 名

1 勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間

年 月 日

: ~ : : ~ :

・勤務時間数 時間 分

2 職員の意向「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本 人 印

3 代休日及び当該代休日の正規の勤務時間

年 月 日

: ~ : : ~ :

・勤務時間数 時間 分

様式第2号の3 (第6条の2関係)

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間等

・時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

・当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

: ~ : : ~ :

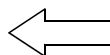
・当該時間外勤務代休時間を指定する時間

: ~ : : ~ :

(月分)

- 4 時間
- 7 時間45分
- 時間 分

〔年次有給休暇※に連続して指定する場合〕



指定に代えようとする時間外勤務の時間数	勤務時間規則第9条の2第2項		
	第1号	第2号	第3号
	時間	時間	時間
換算率	×25/100	×50/100	×15/100

※ 年次有給休暇の時間

: ~ : (時間)

2. 職員の意向「時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本人印

附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 4 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月 29 日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第 2 条第20号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教職員 県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する教職員のうち同条第 4 号に規定する事務職員等以外のものをいう。

別表第 5 中第 6 号から第10号までを削り、第11号を第 6 号とし、第12号から第20号までを 5 号ずつ繰り上げる。

別表第 6 中

「

県立学校	1 県立特別支援学校の入学に関する事務	1 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第 1 項、第15条第 1 項、同条第 2 項及び第16条に規定する通知及び第14条第 2 項に規定する指定をすること。
------	---------------------	--

」

を

「

県立学校	1 県立特別支援学校の入学に関する事務	1 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第 1 項、第15条第 1 項、同条第 2 項及び第16条に規定する通知及び第14条第 2 項に規定する指定をすること。
	2 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び子ども手当に関する事務	1 教職員の扶養親族を認定すること。 2 教職員の住居手当の月額を決定すること。 3 教職員の通勤手当の月額を決定すること。 4 教職員の単身赴任手当の月額を決定すること。 5 教職員の児童手当（特例給付を含む。）及び子ども手当の受給資格並びにそれらの額を認定すること。

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。